

## 区・町内会が所管する防犯灯数の報告について（依頼）

日頃は多治見市政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

市と各区で締結している「市政協力業務委託費」の算出根拠として、区又は町内会が管理している防犯灯数も用いています。

当該防犯灯数については、3年に1度確認することとしており、令和6年度に確認し、令和7年度から令和9年度の市政協力業務委託費に反映されます。

そこで、各区、町内会で管理している防犯灯数について、令和6年6月末時点の数を確認いただき、下記要領で報告をお願いします。

### 1 調査対象

区及び区に属している町内会（区に属していない自治組織は対象外となります）

### 3 調査概要

(1) 提出期限：令和6年9月30日（月）

(2) 提出先：くらし人権課（多治見市役所 本庁舎 1階窓口）

(3) 提出するもの：

①防犯灯数報告書（令和6年6月末時点）

②電気料金請求書内訳もしくは電気料金領収書（口座振替払用）のいずれかの写し

※契約種別011 公衆街路灯Aの支払状況が確認できるもので、令和6年6月分の写しをご用意ください。

(4) 防犯灯数報告書記入要領

ア：記入する事項

①令和3年度の報告灯数を参考に、現在（令和6年6月末現在）の数を確認の上、防犯灯数を記入してください。

②上記防犯灯数の内、LED化がされているもの、LED化されていないものの本数をそれぞれ記入してください。

イ：留意事項

各区、町内会の区分けは、防犯灯の所在地ではなく、防犯灯を管理している区、町内会別に集計し、本数を記入してください。

(5) 提出方法

窓口持参又は郵送で提出してください。

<担当>

多治見市役所 くらし人権課 担当：水野

電話：0572-22-1134 FAX：0572-25-7233

メール：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp